

第 150 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 150 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 11 月 9 日(火)17:39～18:38

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○国有林の間伐事業（林野庁）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（林野庁）

国有林野部業務課 川端課長、鶴園企画官、井口課長補佐、金子企画官、田中係長

（事務局）

和田参事官、後藤参事官、栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから 150 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は林野庁の国有林の間伐事業の実施要項（案）についての審議を行います。

本日は、林野庁国有林野部業務課川端課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

ご説明は 15 分程度でお願いいたします。

○川端課長 林野庁国有林野部の業務課長の川端でございます。今日はよろしくお願いたします。まず冒頭、私の方から、少し御挨拶方々お話しをさせていただきます。

私どもは、我が国の森林の 3 割を占めております国有林を管理、経営しているわけでございます。この国有林を健全な森林に維持、造成していくことによりまして、水源のかん養、良質な水の供給でありますとか、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、木材の供給など森林が持っております多面的な機能を維持・増進して、安全で安心できる国民生活の確保といったものに努めているところでございます。

一方、我が国の森林は、国有林も含めてでございますけれども、戦中・戦後に造成されましたスギやヒノキの人工林、これが非常に多くございまして、その多くは間伐が必要な時期になってございます。木材としての利用だとか、あるいは木質系のバイオマスの利用といったような利用が可能な段階にきているところでございます。

このため、私ども農林水産省では、昨年 12 月に森林・林業再生プランを策定いたしまして、10 年後の木材自給率 50%以上を目標に、作業路網の整備を始めとする基盤の整備でありますとか、あるいは森林施業の集約化、人材の育成といったものを軸といたしまして、林業経営の基盤づくりを集中的に取り組むことにしているところでございます。合わせて、間伐材を始めとする木材の利用にも必要な体制を構築していくことが必要になっているところでございます。

こうした中、今回、公共サービス改革法に基づく本事業でございますけれども、再生プランの実現にも寄与する観点から、国有林での森林整備、間伐では初めてになりますが、長期的視点に立った創意工夫等が民間事業者からスムーズに引き出されるように、3 か年にわたる複数年契約の間伐の発注ということを実施するということでございます。既に私どもは、発注事業につきましては一般競争入札を導入しておりますけれども、それをベースといたしまして、より低コストで効率的かつ適正な間伐を進める、また、壊れにくい作業路網の整備を行っていく、また効率的な作業システムを構築していく、そうした事業の実施を通じまして、雇用の安定ですとか、技術の向上などを図り、民間事業者の育成にもつながっていくのではないかと考えています。また、伐りだされた間伐材につきましては、しっかりと利用していきます。そういった、この事業を通じて得られる効果、こういったものに着目しまして、国有林以外の民有林を先導するモデルにもなるように、入札に当たっては、企画提案を求める内容や配点等に工夫を凝らしまして実施要項を取りまとめたところでございます。

詳細につきましては、担当からご説明させていただきます。御審議方、よろしくお願いたします。

○鶴園企画官 それでは、担当の鶴園と申しますけれども、私の方から実施要項の案を説明させていただきます。

実施要項の2ページでございますけれども、ここでは公共サービス改革の目的を踏まえ、基本方針に従って国有林の間伐事業について本実施要項を定めることを明らかにしております。

次にめくっていただきまして3ページでございます。1.1 対象公共サービスの内容でございますが、本事業の主な内容は、間伐と路網整備となります。本事業の包括的な意義や必要性につきましては、今ほど当課の課長からの説明にもあったとおりでございます。この項の冒頭のところでも明らかにしてございます。

次に本事業の対象個所ですが、(1)に基本方針を踏まえて考え方を明らかにしてございます。その上で、具体の選定個所、事業量等は別紙1で明らかにしております。申し訳ございませんが、21ページをお開きください。

この別紙1に、具体の個所を明らかにしてございます。北は北海道から南は九州・鹿児島まで全国7つの森林管理局で計10か所、ご覧のような個所、事業量等で本事業を導入すると明らかにしてございます。

次に対象事業の内容ですが、申し訳ございません。また3ページにお戻りください。

(2)のところ対象事業の内容を明らかにしてございます。3つに分けて明らかにしております。本事業では、間伐を行おうとする森林に人員と林業機械を入れ、路網を開設しつつ立木を抜き伐りし、これを丸太に造材して林道沿いの集積場所まで搬出することとなります。こうした一連のプロセスを林業機械の処理能力等を勘案して、待ち時間が極力生じないように、上手に計画し、また実行段階でも適切に調整を加えながら進行管理していく必要があります。これを1つ目の事業全体の企画立案及び進行管理等としております。

2つ目は、間伐そのもので、過密になった立木の一部を適切に選び、複数の林業機械を合理的に組み合わせた作業システムにより、適正な密度へと抜き伐り搬出することとしています。

3つ目は路網整備で、地形や地質、作業システムを勘案し、壊れにくい低コストな路網を整備するとしております。森林・林業再生プランでも最も重要な課題の1つとしているものでもございます。

次に、今説明しました3つの区分に沿って、4ページの1.2に確保すべき事業の質を設定してございます。本事業全体の企画立案及び進行管理につきましては、生産性の向上、低コスト化、技術の向上、安全の確保が重要で、こうした側面がよく練られた事業計画が策定されていること。また、事業が開始されてからは、円滑に安全に事業が進み、周辺環境の保全等が保たれていることとしております。

間伐につきましては、残す方の木の育成、森を整備することが第一義の目的となるため、抜き伐りを行った後、残した方の木の配置が全面にわたって偏りのない適正な密度になっていること、残した方の木を著しく痛めていないこと等としております。併せて利用しやすいように造材されていることとしております。

路網整備につきましては、作業システムに対し使いやすいものとなっていること、ルート設計や施工方法の工夫で壊れにくいものとなっていること等としております。

次に1.3 創意工夫の発揮可能性についてです。

こうした事業の質の設定を踏まえ、民間事業者の創意工夫を引き出し、事業の質の向上を期するため、企画提案を求めることとしています。具体的には、民間事業者に対し、間伐であれば、いかに森林全体で偏りのない適切な密度を確保するか、残した方の木を痛めないようにするか。作業システムであれば、低効率で効率的な間伐を実施するため、どのような林業機械を用い、いかに人員を配置するか。路網計画や開設であれば、作業システムや地形を踏まえて、いかにルート設計するか。また、どのような工夫を入れて開設するか。労働生産性であれば、従前に対してどの程度引き上げることを目標にするかという具合に、ご覧の 11 項目について具体的な提案を求めることとしています。

次に 6 ページの 1.4 モニタリング方法についてです。

モニタリング方法につきましては、管轄する森林管理署長が、監督職員及び検査職員を定め、この監督・検査を通じて抜き伐りの状況、道幅や法高等をチェックし、事業の質の確保状況等を把握、確認することとしています。

請負金の支払方法につきましては、1.5 に記載しているとおおり、事業完了による精算払いのほか、事業完了前にも出来高に応じて部分払いを可能としております。なお、当然のことながら、事業の質が確保されていないときは改善指示を行い、再度の検査に合格しない限り、請負金等の請求はできないこととしております。

次に 7 ページの事業期間につきましては、契約を締結した年度を含む 3 か年度にわたり、2 年を超える期間としています。これは本事業の実施個所が北海道から九州までに及び気候条件によって作業の開始時期が異なること。民間事業者の機械装備等によって提案される作業システムもさまざまであること等から、発注者があらかじめ一意に期間を設定することができないためです。したがって、前述の期間の範囲内で具体の事業期間は落札した者の企画提案によることとしています。

続いて 3 の入札参加資格についてです。

入札参加資格については、(1) ～ (11) までの 11 項目を定めています。公共サービス改革法や会計法等に規定される資格要件のほか、間伐の実施に関して必要最小限の要件を加えています。これは、間伐を下手に行えば環境が変化し風雪害等を受けやすくなりますし、また残存木を痛めないよう上手に伐採搬出する必要があります。傾斜地で足場も悪い中で安全な作業が求められます。

こうしたことから、一般の間伐事業にも同様に付している最低限の要件として、同種事業の実績や監督者や作業員の従事経験、労働安全衛生法に基づく資格の取得状況等を設定しております。

次に 9 ページの 4、入札参加の募集に関する事項です。

スケジュールは先に説明したとおおり、気候条件等で各事業地の作業の開始時期が異なること等から、一定の幅を持って設定しております。また本事業は初めての複数年契約となることから、通常 2 ～ 3 週間程度としている入札公告から、企画提案書の提出までの期間を倍以上の 2 か月弱とし、企画を十分練れるようにしています。また現場説明、入札等に関する質疑応答も設定しております。

ここで申し訳ございませんが、実施要項（案）の文面に少々誤謬がございました。修正させていただきます。4 の (1) の 2) のところです。「資料閲覧及現場説明」の及びの「び」が抜けております。「び」を挿入していただければと思います。それから「現場説明会」となっておりますが、「現場

説明」ということで「会」を削除していただきたいと思います。申し訳ございません。

次にその下の(3)1)提出書類のところです。

提出書類は入札書、入札提案書、入札参加事業者等確認書の3つになります。入札金額に関しては、先ほど箇所を説明しましたが、別紙1で明らかにした箇所や間伐面積、材積、それから後ほど説明いたしますが、従来の実施に係る情報等とともに標準仕様書、図面等を勘案して計算することとなります。

また、民間事業者の創意工夫があらわれ、評価の対象となる企画提案書につきましては、10ページの2)のとおり、様式1～9まで求めるとともに、その下の3)以下において、記載に当たっての留意事項や記載事項を10ページから13ページまで丁寧に解説しているところでございます。

次に落札者の決定方法につきましては、14ページの5に明らかにしております。総合評価落札方式としております。

評価項目としては、必須項目が100点、加点項目が事業計画、企業の信頼性、事業実績、配置予定技術者の能力と地域への貢献の5項目で160点、合計260点の配点としております。特に加点項目においては、民間事業者の優れた創意工夫を引き出すために間伐や路網整備の具体的な提案を求める事業計画の配点を100点として重点的に配点しているところでございます。

落札者の決定方法は、除算方式で必須項目と加点項目を合算した得点を入札金額で除した値が最も大きい者が落札者となります。

続きまして15ページの6、従来の実施状況の情報等ですが、26ページの別紙4をご覧ください。この表に情報を入れてございますが、この情報は本事業の対象箇所に係る過去の情報ではなく、開示情報もこの表のとおり限られたものとなっております。これは本事業対象箇所の間伐事業が実質的にすべて新規の発注であるということ、つまり過去の情報がないということ、また請負契約で行われる事業については、施工方法等目的物を完成するために必要な一切の手段は、請負者の責任により定めることが原則とされていること、また契約履行に要する経費や人員は請負者の判断で決定されることとなるため、発注者が把握できる情報が限られるからでございます。

こうした中、この表でございますが、比較的優れた事例で、民間事業者から御提供いただくことのできたデータを用いて森林の状況等に応じた作業システム、生産コストや労働生産性など関連する情報を示しています。ここで示した情報と別紙1で明らかにした間伐面積、材積等の情報を合せれば、新規参入者でも作業システムを想定した上で入札金額等も計算できると考えております。

戻っていただきまして、15ページの7から18ページの9までですが、ここに関しましては、通常他省庁の民間競争入札の実施要項にも共通して記載されている内容でございますので、説明は省略させていただきます。

最後に、法7条8項の評価についてです。19ページの10をご覧ください。

民間事業者から提出される事業報告書、監督・検査を踏まえ、毎年度3月末まで、実施状況調査を行い、これを林野庁が取りまとめて監理委員会へ報告し、公表を行うこととしております。法第7条8項に規定される内閣総理大臣の評価にも活用できるものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 それでは、まず対象箇所でございますが、3ページによると、いくつかの条件があって、間伐を要すると指定された森林で、間伐及びこれに必要な路網整備に要する人工林が近接し、総事業量が概ね100～200haとなる規模を目安にしつつ、競争が見込める箇所、それが具体的に、21ページの10か所ですけれども、ここで情報として出ているのは、間伐面積と集造材材積という数字だけですが、これで3ページにあるような対象箇所が選定されたということになるのでしょうか。

○鶴園企画官 はい。間伐面積と別紙1の表でございますが、間伐面積と集造材材積は、入札価格を決めるような際に必要となる情報ですし、それから、左の方に対象林小班が具体的に記述されております。例えば北海道ですと、愛別・旭山国有林47の林小班ほか75小班ということで、どのエリアだということもわかるようにしてございますので、この情報と先ほどの過去の従来の実施状況に関する情報等と合せると、作業システム等の設計、応札価格の積算はできることになると考えているとございます。

○逢見副主査 我々はあまり専門でなくてわからないのですが、要はここに示された情報で大体その積算はできるということですか。

○鶴園企画官 はい。

○逢見副主査 それから、3ページの(2)対象事業の内容の中で、例えば間伐について適切な選木、伐採率で立木の一部を抜き伐りするとありますが、適切な選木とか、伐採率というのはどちらが決めるんですか。

○鶴園企画官 これはまず標準地とって、国側で一定のエリアを設定し、例えば10mなら10m間隔で、こんな感じで抜き伐りしてくださいというのを示します。その際に、1つは、何%ぐらい抜くか。つまり木を3本に1本ぐらい抜きますと、30%ぐらい伐採することになります。それから、どの木を抜くか。例えば曲がった木とか、もう枯れそうな木とか、成長が見込めないものなど、そういったのを示します。その標準地を参考に、実際の広いエリアでの事業地では、民間事業者がそれを参考にしながら伐っていくということになります。

○逢見副主査 標準地というのはどこかに示されているんですか。

○鶴園企画官 現地に表示します。それと先ほどの別紙1で、数量を出してございますが、既に調査をしております。そのときに標準地を設定して、この林分はどれぐらいの間隔で木が立っているのか、どれぐらいの太さなのかというのを測っていきます。だからこれぐらい伐採して、したがって、これぐらい丸太が生産できてということを出せるようにするために調査をやっているわけですね。それがこの表にあらわれているということでございます。

○逢見副主査 だとすると、実施要項（案）の中に、例えば標準地とか、そういうものについては現場説明会で示すとか、入札説明会で示すとか、何かそういう表現があった方がいいのではないかと思います。

○金子企画官 お答えさせていただきます。10ページをお開きいただければと思いますが、2)の上

の部分でございます。「なお」書きのところに、入札書に記載する金額は、別紙1のほか、入札公告ですとか、入札説明書を勘案した上で算定していただきます。その入札説明書の括弧書きの中に、契約書案ですとか約款、標準仕様書、図面及び参考図書、この中で、どういう調査がなされて、どういう結果が得られているかというものを開示していくというような形で対応する考えでございます。

○川端課長 通常、私どもは間伐をしたり、木材を伐出するときには、事前に森林の状況を調査しまして、先ほど御説明いたしましたように、間伐であれば、こういう間隔で伐採するという見本を示し、全体の間伐数量だとか、全体像を把握するために標準地を設定しているというのが通常の事業でございます。そういった事業でございますので、受注者、応札者としてみれば、現地に行けば、そういうようなことになっているということは大体御理解はいただけていると思っております。

○逢見副主査 間伐について、この標準仕様書で必要な情報は全部示されているということですね。

○鶴園企画官 併せて現地の説明会等もやりますし、質問に対しても答えるように設定しておりますので、大丈夫だと思います。

○逢見副主査 次の路網整備については、これも仕様書に示されるのでしょうか。

○鶴園企画官 これにつきましては、基本的には細かい仕様は付けません。といいますのが、作業システムで、例えば道の間隔をどれぐらい、例えば 50mがいいのか、60mがいいのかということもございまして、道のつくり方も今はいろんな方法があって、ドイツから学んだものとか、あるいは篤林家がやっているようなつくり方とか、いろんな方法があって、仕様書で指定しますと、それ以外の工夫が採用されないということにもなりますので、定性的に壊れにくい、低コストで使いやすいぐらいは示しますが、後の工夫、実際のルート設計ですとか、どういう施工方法をとるかは民間事業者の企画提案に求めようとしてございます。

○逢見副主査 そうすると質のところ、4ページの1.2の(3)で、路網整備は、作業システムに対応し、使いやすい適切な線形、路線間隔、路網密議、道幅、これはそれぞれの事業者が自ら提案して、事業者にとって使いやすいければいいということなんですか。

○鶴園企画官 もちろん基本的には車両系の林業機械を使って出す、これが前提でございますけれども、そのようになります。実際作業システムについても、どういう機械を使うのかというのを提案していただきますし、実際事業が始まって現場に行けば、こういう機械使っているのだと、上手に路網を配置しているのかというのはすぐわかりますので、そういったような目でこのような設定にしてございます。

○逢見副主査 私は公物管理の分科会で切りだしのときにメンバーでいたのですが、そのときに林野庁の説明で、路網整備というのは、日本は非常に遅れていて、例えばドイツとかの路網の地図を見ると、日本は非常に遅れているのだと。これをいろいろ生産性の向上のために路網整備というのは非常に重要だという説明があって、そういうのが林業再生プランの中にも入っていると思うんですけども、今の話では全部民間任せということなんですか。

○川端課長 もちろん私どもが今御指摘あったような方向で路網整備を進めていこうということ、を現在まさに取り組んでいるところでございまして、そのときに、私どもまだ完璧にでき上がって

ないんですけれども、例えば、こういう地形であれば、こういう形で、このぐらいの密度でやっていくことが非常に効率的な路網になるよというような作業路網の指針づくりに取り組んでいます。これは、森林・林業再生プランの推進という観点からやっております。ですから、おのずと事業者もそういうようなところもちろん参考にするでしょうし、私どもの総合評価における企画提案の評価に当たっても、そうした指針にある程度沿ったものになっているかとか確認させていただくことになると思っております。ただ、あまり路線の位置だとか、距離だとか、そういったものを特定してしまうとなかなか現地に合った事業者の創意工夫が引き出されない部分も一部あるのかなということで、そういった意味で特定はしないということです。けれども、そういった作業路網の作設指針は参考としていただき、もちろん事業者の方々もみんな承知している話なものですから、大体効率性という点では同じようなものが出てくるのではないかと思っております。全く事業者が勝手にやったものが出てくるということにはなかなかないかなとは思っております。

○小林副主査 今の事業の質のところは、明確じゃないところがあるということだと思えますね。それは6ページのところの1.5の検査の結果、事業の質が確保されていない場合においては改善指示を行うとか、請求ができないとかということがあるじゃないですか。そうすると、事業の質が確保されていないというのは、何を基準にして判断するのかというのが事業者に明確に示されていないのではないですか。

○鶴園企画官 車両系での間伐ということは明らかにしますので、例えば道をつくらずに架線で出すといったような企画提案が出てきた場合には、その段階でこの企画は許容できませんということをお知らせするようにします。ちゃんと道をつくって、その上で予定価格を決めて応札してくださいというようなことを伝えるような仕組みにさせていただきます。そういうことがあって、まず道はつくられるということです。

それから、壊れにくい低コストな道をといるのを求めていますので、でき上がった道、これは監督・検査の段階で、作り方も見れますし、でき上がった道を歩いてみますと、しっかりと施工されているかどうかすぐわかります。足の裏で感じる差ですとか、あるいは法肩を見て、適切に基礎の部分もしっかりつくっているかどうかというのは見ればわかりますので、そういったところで質が確保されているか、チェックできます。その上で適切にやってないようであれば、その場で改善指示を出して、それに現場代理人が従わない、その後改善されてないとなれば、今度は文書で指導して、それでも直らないようであれば、極端な場合は契約解除というような段階まで想定していますので、そういうプロセスを通じて事業の質は確保されるようになるものと考えております。

○小林副主査 さっきの標準仕様書というのがあるじゃないですか。現地を確認しておりますとおっしゃっていただきましたので、ここの別紙4にある従来の実施状況に関する情報というのは、これはほかの場所であって、参考情報にはなると思えますけれども、ここにあるような、例えば林齢だとか、平均樹高だとか、あるいは標準間伐率というのがあるのかどうかかわからないんですけれども、そういうものがベンチマークとしてそれぞれの10か所について示すことはできないんですか。それだと先ほどの一応標準仕様書に設定されたものというのが間伐については質の一応のベンチマークになるというふうには考えられて、それが明示されているということにはなると思えますけど。

○鶴園企画官 この実施要項（案）では具体の箇所と材積と面積を明らかにしておりますが、入札公告の際には、ある程度参考資料で、ここにベンチマークであるような情報についても、御提供できると思いますし、あくまで参考図書ですが、路網についても、積算に当たっては国側としてはこういったような線形ではじいているんですよ。あくまで参考ですが、それは参考図書として閲覧していただくことになるかと考えておるところでございます。

○小林副主査 そういうことを記載したほうがいいですね。

○逢見副主査 やっぱり書いておいた方がいいです、実施要項に。

○小林副主査 実施要項の中に。

○川端課長 入札説明書ですね。

○逢見副主査 質の設定のところに書くべきだと思います。

○川端課長 入札公告とか入札説明書によるみたいなのということですか。

○逢見副主査 記載すると。

○川端課長 今、御指摘ありましたのは、まさしく林齢だとか、スギ、ヒノキなんかというのは事実関係でございますので、そこは入札公告とか、そっちの方に譲った形にはなっておるのですけれども、そこは工夫してみます。

○逢見副主査 あと事業期間の7ページですけど、要するにこれは3年間だけれども、まず事業の始期が南北によって大分違うということと、終期はそれぞれの業者の提案内容によって違ってくる。だけれど2年は超えると。2の文章を読んでも、そういう意味がよく通じない。むしろ、別紙1で、21ページの事業期間で、「平成23年4月以降、同年度中において……」という、こういう表現の方がわかりやすいんじゃないですか。

○川端課長 少し定性的に過ぎるかもしれないです。

○逢見副主査 読んでわかるような書き方にした方がいいのではないかと思います。

○鶴園企画官 はい、ありがとうございます。

○逢見副主査 それから、入札参加資格に関する事項が7ページにありますが、これについては、対象箇所のところに、「地域の民間事業者の受注実績等を勘案して競争が見込める」ということと、7ページ以下の入札参加資格との関係で、大体そこには複数の応札があるというふうに考えているわけですか。

○川端課長 その点は、対象箇所の選定に当たりまして、非常に私どもも一番気にしたところでございます。そのエリア取りだとか、まず最初の年度でございますので、そういった点では事業規模、一定の事業能力を持った事業者がその地域にどのぐらいいるかというのはある程度調べた上で対象箇所を選定はさせてもらいました。

○逢見副主査 そうですね。ここは今後パブコメもあるでしょうから、そういう状況を見て、どのくらい事業者さんに関心を持っているかということもわかると思います。

あと、これは平成23年度実施分ですけれども、今後随時出てくるわけですよ。これの評価を次の24年度以降の実施要項に反映させるというのはどういうふうに考えるのでしょうか。

○鶴園企画官 次の箇所について実施要項をまた定めて展開していくことになるのですが、その旨、

基本方針の別表で定められております。1年目につきましては、恐らく入札の結果、何者ぐらい応札したかとか、本当に少ない情報しかないと思うので、どれぐらい実施要項に反映できるのか、不明なところはあるのですが、毎年そういう評価をできる範囲でやった上で、一番近いところの実施要項に反映できるところは反映していくのかなと、そういうふうを考えております。

○逢見副主査 複数年度でありますけど、できる限り実施途中でも状況を評価していただいて、それがまたPDCAサイクルで回るような、そういう仕組みをつくっていただきたいと思っております。

あとは別紙4の従来の実施状況、これまでの市場化テストですと、ここは当然従来の実施状況は、当該の事業との対応関係で出てくるものですが、今回それが出ないということで、この別紙4が、どのぐらいの参考情報になるのか、地形とか、いろんな状況が違うわけでしょう。

○鶴園企画官 そうです。ただ、先ほど苦しい胸のうちというか、状況を説明したわけですが、なかなか請負事業ということで情報が自由にとれないというのがございまして、その中で、実はここに挙げている情報というのは、別にコンクールをやっておりまして、比較的優秀な良い事例だと思います。それに関しては、民間事業者の方から、ここにありますような労働生産性とか、コストに関しても、これはなかなか教えていただけないのですけれども、提供いただきましたので、そういったものを参考にしていきたい事例だということでお示ししているということでございます。直接的には当該箇所では過去の事業がないといいますが、これからやることになるわけで、過去の実施状況に関する情報そのものがない状況の中で、苦しいのですけれども、参考情報としてお示しすることで何とか近いものということで対応したところでございます。

○川端課長 単年度契約の事例でございますので、また今回スタートすれば、結果などもうまく反映できることができれば、3か年で考えていく場合と、単年度の場合と考え方も少し事業者さんも変わってきますので、その辺も少し改善のことは今後も考えていきたいと思っています。

○小林副主査 実施状況に関する情報というのにミスリードされるのではないかとというのが1つ心配です。つまりこれはおっしゃっているとおり、参考情報で、しかも今おっしゃっていたとおり単年度のもので、ある意味グッドプラクティスなわけですよ。そういう位置づけをされた方が良くて、先ほどこの中で、例えば、樹種、材積であるとか、面積であるとか、わかるものは入札説明会のときにお示ししますというのがありましたけれども、それが現況というんでしょうか、現況はこういうふうになっていますと。それは入札説明会のときにお示ししますということと、それに現在のところ、単年度で請負契約をやっている事例でグッドプラクティスとしてあるものの情報を示すところであるという、そういうふうに分けたほうがよろしいのではないかと思います。

○川端課長 そうすると、この別紙4がどういうものなのかというのは少し明確に書いて事業者さんに誤解のないようにしたいと思います。

○佐藤専門委員 これから差し上げる質問、重複するかと思います。逢見委員の方で、時間の制約があるということで発言控えていましたので、その点、御承知置きください。

3ページのところで、一番下の「間伐」のところ、先ほども指摘があった「伐採率」という言葉が出てきて、4ページの1.2の(2)の1)のところにも「伐採率」という言葉が出てきて、5ページのところに行くと、1)のところ「指定された伐採率」という言葉が出てくるんですね。先ほ

どの御説明だと、これは各森林管理署が示す仕様書において標準地を参考にしてという表現だったので、これは示した伐採率というのは拘束力があるのかなのかというのを書面の中で矛盾のないようにしていただきたいというのが、これは御指摘だけ差し上げておきます。

それから、ここに示していただいた企画提案の中に、数値化することができるものとできないものがあるのだらうと思うんですけども、例えば発注者からお示しになった伐採率とか6)の労働生産性のところに出てくる数値目標、これは何の数値目標なのか、労働生産性については数値目標という目標という言葉から、結局先ほど6ページの1.5の請負金の支払いのところ、事業の質が確保されていない場合に、例えば伐採率を遵守しなかったとか、数値目標が達成できなかったという範囲が、ここでいうところの改善指示に当たるのか当たらないのかというのがよくわからないけど、そういう意味では数字で示された仕事の質の部分について、拘束力があるのか、ないのか、よくわからない書きぶりなのかなというふうに思いました。

別紙4の26ページ以降のところには、「生産コスト」という項目があって、それこそこれなんか提案させたらどうなのかという気はするんですが、なぜ生産コストなんていうのは提案させないのかというのはいかがなんでしょうか。という疑問をちょっと持ちました。生産コストというのは、提案してきた金額を、 m^3 というやつは、今までいただいた資料の中だと、集造材の材積ということなので、提案金額を集造材材積で割ってみると、多分生産コストというのが出てくるのだらうと思うんですけども、例えば最終的に、要は総合評価方式の怖いところというのは、提案書に書き賃をあげちゃうというところがあるんですね。要するにうまいこと言った人に高い点をあげちゃって、実際に仕事してもらったら、それは目標にしかすぎませんというようなことで、ずるずるに許しちゃって、結局お金のほうは全額払っちゃうという形になると、提案書でうまいこと言った人が勝ちみたいところがあって、選定する側で、だから提案書を読むときに、実際に数値目標をどうやって達成するのかというのは、多分資機材を見ていけば可能なかどうなのかというのはわかるのかもしませんが、そこら辺で書き賃をあげてしまわないようにぜひしていただきたいと思っていて、その関係で、お金のことでいえば、6ページの1.5のところ、月1回を超えてすることができない、部分払いについて。一番多く頻度払うとすると月次の払いがあると読むわけですね。

○金子企画官 そうですね。

○佐藤専門委員 そうすると月次払いって、部分払いの場合には通常出来高を評価してお支払いするというところだらうと思うんですけども、そのときに労働生産性とか、生産コストとか、そういった数値化できるもので定量化してみて、この月次払いが単純に契約金額を総月数で割っただけのものを毎月渡しちゃうのだとすると出来高とはかけ離れた概念になっちゃうかと思しますので、そのところを林野庁として、部分払いされるについては御評価されるのかということは、多分金額を決める上で説明責任があるのかなと思います。

実際に何立方メートルですか、私はよくわからないんですけども、例えば伐採面積が何ヘクタールとかあって、要するに単価×実際にやった仕事量というような計算式で出てくるのだったら、多分そういう意味では出来高に近い概念なのかもしれませんけれども、ただ、くれぐれも契約総金額を総月数で割って、毎月お支払いしちゃうということではないと理解していますけれども、そこ

のところを御検討ください。

それから、7ページの事業期間に関する事項なのですが、これは読み方が難しかったのですが、結局21ページの別紙1のところの事業期間に入る、このいつからいつまでというのは、民間に提案させるのではなくて、各森林管理署が指定するというふうに理解していいんですか。それとも民間が提案するんですか。

○鶴園企画官 民間の提案です。

○佐藤専門委員 民間の提案になるんですね。そうだとすると、例えば一番上の北海道の上川中部というところについて、例えばこの仕事を2年1か月でやりますという提案が出てきたときと、例えば2年6か月でやりますという提案が出てきたときに、そののところについては、特に総合評価する上でどういう点のつけ方をされるのかというのがよくわからなかったのですが。

○鶴園企画官 この定性的に記述してございますが、この範囲に入っていればよろしいと。外れていたらだめだというような、イエスか、ノーか、スイッチみたいなのとらえ方をします。

○佐藤専門委員 短い期間で同じ広さの仕事をしますという提案が出てきても、それをもって、そちらの提案の方が良い提案だとは別に評価されないということですね。

○鶴園企画官 はい。

○佐藤専門委員 わかりました。

○鶴園企画官 要するに国庫債務負担行為との関係がございますので、やはり3年度にわたって、2年を超える期間というところで枠をつくって、その中であれば自由に設定できますとしております。

○佐藤専門委員 次、8ページ目の入札参加資格の(10)の「その他の要件」というところなのですが、結局競争環境の確保の上では複数の方に出てきていただくことを考える上では、その他要件というのは具体的にどんなものが出てくるのでしょうか。このところで、実際に思いもよらない要件が出てきて、欠格者になっちゃったとか、あるいは全然参加がなかったということのないようにしていただきたいなと思っているんですけど。

○鶴園企画官 例えばこの実施要項の中で監督・検査をしております。管轄する森林管理署長がそういう者を任命して、彼らが検査をやるとしてございますが、例えばどう検査するのだというところを局で定めたりしておりますので、そういったものはそれに乗っかって通常どおりといたしますか、混乱のないようにしっかり監督・検査してくれと、そういったのが読めるように、私ども事業官庁ですので、そういうものは踏まえるというふうなことで書いております。

それから、先ほどの出来高に関しましては、生産された丸太の量に対して支払いますので、ご懸念のような事態は発生しないことになります。

数値目標で、私ども労働生産性をあえて使わせてもらっております。なかなかコスト面、価格面に関しては把握しにくいところもございますし、私どもがチェックする際にも、労働生産性であれば何人工、日報をとることができます。この日は何人働いたと。それから出来高が、先ほどの部分払いで把握できますので、労働生産性は比較的客観的に把握できるということで、こちらを使うようにしたいと思っております。過去の情報等から、労働生産性とコストというのは相関の関係が強

くございまして、労働生産性を高める方向で民間事業者が努力すれば、これは改革法が求めるところ、より低廉なというようなところも達成できるのかなということで、この指標を使うようにしてございます。

○佐藤専門委員 最後の1つだけ、9ページ目の入札参加募集のスケジュールのところなんですけれども、2か月かけて提案書をつくっていただいて、企画提案書を提出していただいた後に競争参加資格を確認するというたてつけになっているのですが、例えば提案書をせっかく一生懸命つくってもらったのに見てみたら、そもそも参加資格のところだめだったということがあるとすると、応募された方にむだな作業をしていただくことになるので、まず競争参加資格の有無だけ確認するという手続を入れて、参加資格ありますよという通知を出した後に提案書を2か月かけてつくっていただくという手続もちょっと済みません、法令上の制約の有無を存じあげないのですけれども、そうやっていただいた方が、応募者さんにはやさしいフレンドリーな手続なのかなと思いましたが、そこだけ御検討ください。

以上です。

○小林副主査 いろいろコメントが出ましたけれども、今日の審議はここまでにしたいと思えますが、事務局から確認すべきことはありますか。

○事務局 いくつか委員から御指摘いただいたことも踏まえて、今後、具体的には林野庁さんのパブリックコメントをしていただくことになると思いますが、その前に、本日いくつか御指摘していただいたところ、例えば入札公告時に示す標準図書等の記載ぶりについては、事業の質のところにも同様の記載をしていただくということ。

それから、別紙4の情報の開示のところについては、性格、そもそもベストプラクティス等々、参考情報ということを改めて明記していただくこと。

それから、伐採率のところについては、拘束性が強いものかどうなのかというものを、どういう表現になるかはちょっと御相談の上だと思いますけど、その御指摘もございました。

あと事業期間についても、もう少しわかりやすい表現ということで、別紙1のところにあるような記載ぶりをイメージしつつ、御相談させていただきたいと思えます。

林野庁さんと御相談しつつ、それで最終的には委員の了承を得た上でパブリックコメントに付したいというように考えてございます。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。先ほどの佐藤委員からの競争参加資格確認のところのスケジュールを確認してください。

○事務局 はい。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で、議了する方向で調整を進めたいと思えますので、今日いろいろ審議があった点を踏まえて、事務局と調整、修正いただいて、パブリックコメントをしていただきたいと思います。

委員の先生方で、まだほかに気づいたことがございましたら、事務局までお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。
ありがとうございました。